

令和7年2月4日から的大雪により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社
代表取締役社長 南部 剛史

令和7年2月4日から的大雪災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和7年2月4日から的大雪にかかる災害等(災害のおそれを含む)により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」(継続手続きを含む)につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【福島県】

会津若松市
喜多方市
南会津郡檜枝岐村
南会津郡只見町
南会津郡南会津町
耶麻郡北塩原村
耶麻郡西会津町
耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町
河沼郡会津坂下町
河沼郡湯川村
河沼郡柳津町
大沼郡三島町
大沼郡金山町
大沼郡昭和村
大沼郡会津美里町
岩瀬郡天栄村
南会津郡下郷町
郡山市

【新潟県】

長岡市
東蒲原郡阿賀町

十日町市
魚沼市
上越市
中魚沼郡津南町
妙高市

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、
保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

- 「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様
0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

- 「住まいる保険」のご契約者様
0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)